

臼杵市国民保護協議会条例

平成 18 年条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、臼杵市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事 10 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 7 条 前 2 条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

臼杵市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、臼杵市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 臼杵市国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)に臼杵市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

2 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

3 本部長は、対策本部の事務を総括する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、臼杵市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

臼杵市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則
平成 18 年規則第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、臼杵市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成 18 年臼杵市条例第 3 号。以下「条例」という。)第 6 条(条例第 7 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、臼杵市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び臼杵市緊急対処事態対策本部(第 13 条において「緊急対処事態対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)及び条例において使用する用語の例による。

(国民保護対策本部の本部長、副本部長その他の職員)

第 3 条 国民保護対策本部の本部長は、法第 28 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のほか、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長、市民部長、生涯現役部長、ふるさと建設部長、地域振興部長
- (2) 福祉事務所長
- (3) 議会事務局長
- (4) 教育次長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が指定する職にある者

2 副本部長は副市長、教育長及び消防長をもって充てる。

3 本部長、副本部長及び本部長以外の本部の職員は、市長部局、教育委員会及び水道事業に所属する職員をもって充てる。

(国民保護対策本部の会議)

第 4 条 国民保護対策本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長、副本部長及び本部長をもって構成する。

2 本部会議は、国民の保護のための措置の実施に関する重要な事項について審議決定し、その実施を推進する。

3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

(部の設置及び分掌事務)

第5条 国民保護対策本部に置かれる部は、別表の部名の欄に掲げるとおりとし、その分掌事務は、それぞれ同表の分掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(部長)

第6条 部長は、別表の部長の欄に掲げる者をもって充てる。

2 部長は、所属職員を指揮監督する。

(現地対策本部の設置及び分掌事務)

第7条 本部長は、武力攻撃災害の状況等により必要と認めるときは、被災地に近い場所に現地対策本部を置くものとする。

2 現地対策本部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 現地における国民の保護のための措置の実施に関する連絡調整に関すること。

(2) 現地の被災状況、復旧状況等に関する情報の収集及び分析に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本部長から特に命ぜられたこと。

(特例措置)

第8条 本部長は、武力攻撃災害の状況等により必要があると認めるときは、第5条から前条までの規定にかかわらず、当該武力攻撃災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

(緊急処理事態対策本部への準用)

第10条 第3条から前条までの規定は、緊急処理事態対策本部について準用する。この場合において、第3条第1項中「法第28条第4項第1号」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第4項第1号」と、第4条第2項及び第7条第2項第1号並びに別表中「国民の保護のための措置」とあるのは「緊急対処保護措置」と、第7条第1項及び第8条中「武力攻撃災害」とあるのは「緊急処理事態における災害」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、平成18年9月14日から施行する。

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第5条、第6条関係)

部名	部長	分掌事務
総務対策部	総務部長 (副)議会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民保護対策本部に関する事。 2. 国民保護対策本部の職員の動員に関する事。 3. 国、県との連絡調整等に関する事。 4. 住民の避難及び安否情報に関する事。 5. 被災情報の収集及び提供に関する事。 6. 国民の保護のための措置に係る経費の支出及び物品の調達等に関する事。 7. 現地対策本部に関する事。 8. その他国民の保護のための措置に関する事(他部の所管に属するものを除く。)
医療福祉対策部	生涯現役部長 (副)福祉事務所長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難住民等の救援に関する事(他部の所管に属するものを除く。) 2. 避難所に関する事。 3. ボランティアに関する事。 4. その他保健福祉関係の国民の保護のための措置に関する事。
生活環境対策部	市民部長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物の処理に関する事。 2. 被災地の防疫に関する事。 3. 避難住民の運送に関する事。 4. 被災者に対する市税の減免等に関する事。 5. その他生活環境関係の国民の保護のための措置に関する事
施設復旧対策部	ふるさと建設部長(臼杵地域) 地域振興部長(野津地域)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木建築関係の国民の保護のための措置に関する事。 2. 農林水産関係の国民の保護のための措置に関する事。 3. <u>商工労働関係の国民の保護のための措置に関する事。</u> 4. 上水道関係に係る国民の保護のための措置に関する事。 5. その他施設復旧関係の国民の保護のための措置に関する事

文教対策部	教育次長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公立学校の児童及び生徒の応急の教育に関する事 2. 公立学校の施設及び設備の応急の復旧に関する事 3. その他教育関係の国民の保護のための措置に関する事
消防対策部	消防署長	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事 2 消火、救助・救急に関する事 3 危険物等の措置に関する事 4 避難住民の誘導に関する事 5 警報伝達の協力に関する事 6 消防団との連携に関する事 7 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事